

ワンポイント会計基準

vol.268 「退職給付債務の割引率の見直しについて」

インフレ抑制のために諸外国の中央銀行が金利を上げる流れを受けて、日銀も従来0.25%程度としてきた長期金利の変動許容幅を0.5%に拡大し、事実上の利上げに踏み切りました。この影響で、長期国債の金利が上昇傾向にあります。

退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までの発生額を割り引いて計算しますが、この際の割引率は、期末における国債、政府機関債及び優良社債等の安全性の高い債券の利回りを基礎として決定します。なお、割引率は、各事業年度において再検討する必要があります。

前期末までは日銀のゼロ金利政策を受けて、期末における国債等の利回りがマイナスになる状況もあり、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法を採用している会社も多かったと思います。

重要性基準を採用している場合においても、当期末においても、貴社で退職給付債務の割引率に採用した安全性の高い債券の期末時点の利回りをご確認いただき、重要な影響を及ぼす場合には割引率を見直す必要がある点に改めて留意が必要です。

重要な影響の有無の判断にあたっては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、当期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして当期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならないとされています。

以上